

《新型コロナシリーズ No.12》

2020年4月30日
No.2020-003

中小企業や個人事業者の支援に 民間資金の有効活用を

調査部 副主任研究員 星貴子

《要 点》

- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、中小・小規模企業や個人事業者への影響が深刻さを増している。資金繰りに困窮する事業者が急増しており、感染の終息が遅れれば、経営環境がさらに悪化する恐れがある。こうしたなか、国や地方自治体が中小企業等の事業継続を目的に相次いで金融支援を打ち出している。もっとも、中小企業等の置かれている状況を勘案すると、規模的に十分といえないうえ、機動性に欠けている。
- ◆ 中小企業等の急速な業績悪化を踏まえれば、迅速かつ幅広く資金を供給することが不可欠。このためには、資金の供給方法や供給者の多様化を図り、機動的かつ柔軟に資金を供給することが重要。本レポートでは、民間セクターが保有する資金を活用することを提案。
- ◆ ひとつめは、クラウドファンディング（CF）。個々の事業者がニーズに即した資金を調達する手段であり、すでに東日本大震災などで実績。今回の新型コロナ禍でも、目標額を上回る資金を調達したプロジェクトも。
- ◆ もうひとつは、ふるさと納税や企業版ふるさと納税。地方自治体を通じて事業者に幅広く資金を提供する手段として活用されており、迅速な対応が可能。ふるさと納税で効率的に資金を供給するには、CFを組み合わせたCF型ふるさと納税という新たな手法を用いることが有効。企業版ふるさと納税も継続的な資金供給手法として効果が期待。
- ◆ わが国の付加価値額の7割以上を占める中小企業等の経営破綻が急増すれば、わが国の経済基盤が大きく損なわれる恐れがあることから、資金供給手法の多様化は喫緊の課題。併せて、新型コロナ禍を機に新たな事業展開や事業再編が促進されるよう、包括的な支援体制の確立も必要。

本件に関するご照会は、調査部・星貴子宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1666

Mail: hoshi.takako@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

1. はじめに

新型コロナウイルス（以下、新型コロナと略す）の感染拡大に伴い、とりわけ中小・小規模企業や個人事業者への影響が深刻さを増している。すでに倒産や廃業する事業者が出始めており、経営難に陥る事業者や資金繰りに緊急を要する事業者が、今後さらに増加することが懸念されている。

こうした状況を受けて、国や地方自治体が中小企業等の事業継続を目的に相次いで金融支援を打ち出している。しかし、東日本大震災やリーマンショックをも上回るとされる経済危機のなか、もともと経営が厳しい状況にあった中小企業等が事業を継続できるのか、予断を許さない状況にある。

以下では、中小・小規模企業や個人事業者の金融支援に求められるポイントを整理したうえで、政府が導入を進めている公的金融支援の問題点を明らかにする。そのうえで、それを補う手段として、民間資金を活用した資金提供を提言する。

2. 機動的な資金供給が不可欠

現在資金繰りが厳しくなっている中小企業等のなかには、生産性が低く、従前より業績が低迷していた事業者も存在する。東日本大震災やリーマンショック時に、このような事業者も補助金等で救済されたことで、結果的にその後のわが国経済の成長力や活力が奪われるという問題が生じた。そうした経験を踏まえれば、わが国経済の持続的な成長を考えるうえで、すべての事業者を無差別に公的資金により救済することは望ましくないという見方もあろう。

しかしながら、事業環境が急速に悪化するなか、一つひとつの事業者の成長力を見極める時間的余裕はない。中小企業等の倒産・廃業を回避するためには、ひとまず資金繰りに窮する事業者に対して資金を供給することが必要である。その後、事態の収束に見通しがついた時点で、成長性が見込まれる事業者に対する優先的な資金供給に軸足を移していくことが望まれる。

そのためには、事業者の実態に即して機動的、かつ柔軟に資金を供給する手法、スキームがポイントとなる。融資のみではなく、寄付や投資といった資金供給の手法とともに、行政、金融機関、企業、一般個人など、資金の出し手も多様化することが重要である。また、行政には、こうした資金供給が健全、かつ円滑に機能するよう環境を整備することが求められる。

3. 力不足感が否めない公的金融支援

(1) 融資中心の金融支援

政府は、4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定し、中小・小規模企業や個人事業者に対する金融支援策を明らかにした¹。雇用の維持と事業の継続を目的に、雇用調整助成金の特例措置を拡大したほか、政府系金融機関や公的機関による資金繰り支援を拡充するとともに、事業収入が大幅に減少した事業者に対して給付金（持続化給付金）を支給する制度を創設した（図表1）。

¹ 4月20日の閣議決定で緊急経済対策の内容は一部変更された。

(図表 1) 緊急経済対策における中小企業等に対する主な金融支援

	施策	概要
①雇用の維持	雇用調整助成金の特例措置の拡大	対象は緊急事態宣言により影響を受け休業し、かつ一定の要件に該当する事業者。緊急対応期間(2020年4月1日～6月30日まで)において支給する助成金の助成率を、中小企業は休業手当等の4/5、大企業は2/3に引き上げ、さらに解雇等を行わない場合には、中小企業は9/10、大企業は3/4とするとともに、雇用保険被保険者以外の労働者も助成金の対象。
②資金繰り支援	新型コロナウイルス感染症特別貸付の新設(日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫)	対象は最近1カ月の売上高が前年あるいは前々年の同月比5%以上減など一定の要件に該当し、中長期的には業況が回復し発展が見込まれる事業者。利子補給を組み合わせた実質無利子(上限額あり)、無担保の融資で、限度額(別枠)は中小企業が3億円、個人事業者と生活衛生関連事業者が6,000万円。据置期間は5年以内。
	新型コロナウイルス感染症特別貸付の新設(商工中金)	対象は最近1カ月の売上高が前年または前々年の同月比で5%以上減少した中堅企業、中小企業。融資限度額は中小企業が3億円、中堅企業は個別に審査。中小企業のみ利子補給による実質無利子。据置期間は5年以内。
	マル経融資・生活衛生改善貸付の拡充(日本政策金融公庫、沖縄開発金融公庫)	対象は最近1カ月の売上高が前年または前々年の同月比で5%以上減少した個人事業者、生活衛生関連事業者。利子補給を組み合わせた実質無利子、無担保の融資で、限度額(別枠)は1,000万円。据置期間は3、4年以内。既往債務の実質無利子・無担保貸付への借り換え可能。
	信用保証の強化・拡充	下記保証付きの制度融資を活用した事業者の保証料減免、実質無利子化。既往債務の当該制度への借り換え可能。
	セーフティネット保証4号	一般保証とは別枠(2.8億円)で、47都道府県を対象地域に100%保証。
セーフティネット保証5号	一般保証とは別枠(2.8億円)で、影響を受けている業種を対象に80%保証。	
危機関連保証	セーフティネット保証とは別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象に100%保証。	
③事業継続支援	持続化給付金の創設	対象は事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者。中堅・中小企業は上限200万円、個人事業者は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付。

(資料) 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(2020年4月20日)」をもとに日本総合研究所作成

なかでも、より重点が置かれた施策が融資などの資金繰り支援である。利子補給を利用した実質無利子化・無担保の融資制度の創設に加え、既存の融資制度についても、利子補給を利用した実質無利子化・無担保の融資を設けるとともに、既往債務の当該融資への借り換えを可能にした。また、信用保証のセーフティネット保証²の4号³および5号⁴と危機関連保証⁵に新型コロナの影響を受けた事業者を含めたほか、保証割合をセーフティネット保証4号と危機関連保証で100%に、セーフティネット保証5号で80%に引き上げた。さらに、これらの保証を活用する事業者に対し、新規借り入れについて保証料免除と実質無利子を適用するとともに、既往債務の借り換えを可能にした。このほか、自治体の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資ができるようにした。

一方、自治体も独自に融資を中心とした金融支援策を相次いで創設している。主な自治体とその施策は下記の通りである。

東京都では、限度額を2億8,000万円とする低金利・一部無担保かつ信用保証料を全額補助する緊急融資制度「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」を3月6日からスタートさせ、3月17日には既往の信用保証付き融資からも借り換えられるようにした。このほか、都の要請に従い休業した事業者に対し、拠点が1カ所の場合50万円、複数拠点の場合100万円を支給する感染拡大防止協

² 景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小・小規模企業向けの保証。

³ 突発的災害(自然災害等)により影響を受ける、特定地域の中小企業。

⁴ 業況の悪化している業種に属する中小企業。

⁵ 大規模な経済危機・災害等による信用収縮が全国的に生じ、売上高等が減少する等、経営の安定に支障が生じている中小・小規模企業向けの保証。

力金制度が創設された⁶。

また、特別区（23区）も区内の事業者に対して緊急融資制度を創設し、3月上旬から募集を開始している。融資限度額は500万～5,000万円、利子全額補助あるいは一部補給、信用保証料の全額補助など、区により内容は様々である。町工場が多い大田区では、直近1カ月の売上高が前年同月比で5%以上減少、あるいはセーフティネット保証4号認定の事業者に、融資限度額5,000万円とする無利子の融資を実施している。

大阪府は、3月2日から、セーフティネット保証4号・5号認定の事業者を対象にした限度額2億円の低金利・一部無担保（上限8,000万円）の「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」を、同月16日からは、売上高が一定以上減少した事業者を対象にした同内容の「新型コロナウイルス感染症対策資金」をスタートした。また、国の持続化給付金に上乗せする形で、独自の給付金制度の創設を検討している。

(2) 現行制度では中小企業等の事業維持は困難

新型コロナの影響を受けた事業者は、上記の国の金融支援と自治体が独自で実施する金融支援の双方を利用することが可能である。例えば、東京都から要請を受け休業し、かつ事業収入が前年同月比で半減した事業者の場合、国と都を合わせて最大300万円の給付金を受け取ることができる。国、都、区それぞれの融資制度を利用すると、無利子・無担保かつ100%の信用保証、しかも保証料負担なしで数億円を借り入れることも可能となる。さらに、この事業者が従業員を解雇せず休業手当を支給する場合、従業員を6人雇用し、一人当たりの休業手当が12万円とすると、1カ月当たり64万8,000円の雇用調整助成金を受け取ることができる。一見すると、資金繰りに窮する中小・小規模事業者や個人事業者が、事業の再建や継続に必要な資金を十分に調達できるように見える。

しかしながら、融資に偏った資金繰り支援は力不足といわざるを得ない。第1は、機動性に欠ける点である。国や自治体の融資制度はすでに受け付けが始まっているものの、各種報道によれば、申し込みが集中し、事業者への資金の振り込みに時間がかかっているようである。また、国の給付金制度は、5月上旬から支給が開始される予定であるが、補正予算が成立していないため、いまだ受け付けすら始まっていない⁷。本稿執筆時点でコロナ騒動が本格化して早2カ月以上が経過するが、実質的な支援を受けている事業者は少ない。宿泊施設、旅行会社、バスやタクシー会社といった観光関連産業の場合、事業収入が大幅に減少し、事業所の賃料や光熱費などの支払いに窮するほど経営に行き詰っている事業者は少なくないほか、すでに倒産や廃業する事業者も出ている。給付金の支給や融資が遅れるほど、倒産や廃業に追い込まれる事業者が増加することが懸念される。

第2は、融資に偏った支援制度となっている点である。国や自治体の融資制度には据置期間⁸があるものの、無利子の融資制度以外、例えば東京都の「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」のように、低利であっても毎月の返済があるうえ、据置期間が終了すれば一気に返済額が増加する。中小企業の財務状況を踏まえれば、たとえ景気が回復に転じても、借入金の増加によって経営が圧迫され続ける可能性が高い。新型コロナの流行が長期化すれば、返済不能（デフォルト）に陥る事業者が相次ぐ恐れも否めず、返済能力の低下を自覚する事業者にとっては、利用しづらい制度といえよう。そもそも過去に例のない低金利時代、無利子の融資の枠が増えても、事業者にとってのメ

⁶ 4月22日から受付を開始し、5月上旬に協力金が支払われる見込みである。

⁷ 補正予算は4月30日に参議院を通過、成立する見通し。

⁸ 元本を返済せず利子だけ返済する期間。



リットは小さい。一方、デフォルトが相次げば、金融機関へのダメージは避けられないうえ、わが国の信用保証制度の基盤が揺らぎかねない。これらの結果、中小企業等への資金供給が十分に行われない恐れもある。

第3は、予算規模が小さい点である。国の資金繰り支援は3.8兆円である。全額を融資の財源に充てたととしても、融資が1事業者当たり500万円とすると、個人事業者を含め中小・小規模企業全体の5分の1⁹に当たる76万社が利用できるに過ぎない。中小企業の7割が恒常的に赤字体質とされていることに加え、新型コロナの感染拡大により健全企業も活動制限を強いられている現状を踏まえると、中小企業等の大半が資金繰りに窮している可能性も高い。公的な支援制度のみでは、リーマンショックを超えるとされる経済的危機を乗り越えることは困難といえよう。

4. 民間資金の活用を

多くの中小・小規模企業や個人事業者が新型コロナの影響で経営難に陥るなか、こうした事業者幅広く資金を供給するには、金融支援の規模をさらに拡大するとともに、資金供給を迅速化することが必要である。

公的金融支援の範囲に限られるなか、事業者の実態に即して機動的に資金を供給するには、民間資金を活用することも一考に値する。本稿では、その手段として、クラウドファンディングとふるさと納税・企業版ふるさと納税の活用を提案したい。

(1) クラウドファンディング

クラウドファンディング（以下、CFと称す）とは、インターネットを通じて不特定多数の人や組織から資金を調達する手法で、金銭的リターンのない「寄付型¹⁰」、金銭的リターンを伴う「投資型¹¹」、金銭的リターンではなくプロジェクトが提供する物品やサービスを対価とする「購入型」、「融資型（ソーシャルレンディング）」、の四つの類型に大別される。また、資金の募集には、目標金額に達した場合にのみ資金を受け取ることができる「All-or-Nothing」方式と、目標額に未達でも集まった分だけ資金を受け取ることができる「All-in」方式がある。CFによる資金調達にあたって、企業は、ニーズに応じて、上記の類型や募集方式を組み合わせることとなる。

わが国において、企業支援の在り方として初めてCFが注目されたのは、東日本大震災である。震災後ボランティア意識やエシカル¹²思考が高まるなか、ミュージックセキュリティーズやREADYFORといったCF運営事業者¹³（プラットフォーム）を中心にして、復興支援のCFが相次いで立ち上げられた。これらを利用することで、水産加工品を販売する個人商店や地酒の酒蔵など、政府による金融支援を利用できなかったり、自力で投資家を募集することが難しい零細企業や個人事業者の多くが、資金を調達し、事業を再開することができた。当時は、被災地企業の資産が大き

⁹ 中小企業庁「2019年版中小企業白書」附属統計資料によれば、2016年時点の中小・小規模企業数（個人事業者含む）は358万社であった。

¹⁰ 寄付型といっても出資者が寄付金控除を受けられるとは限らない。寄付金控除を受けられるのは、財務大臣や自治体が指定した寄付、および国、地方自治体、一定の要件を満たした政党や政治団体、認定NPO法人、特例認定NPO法人、公益財団法人、公益社団法人、独立行政法人、社会福祉法人、学校法人、厚生保護法人に対する寄付のみ。

¹¹ 「投資型」をさらに「株式投資型」と「ファンド型」に分ける考え方もある。

¹² ethical：倫理的、道徳上という意。近年、環境保全や社会が貢献という意味合いが強まる。

¹³ 金融商品取引法に基づき、金融庁から電子募集取扱業務の認定を受け、金融商品取引業者として登録しなければならない。

く棄損し返済力が著しく低下していたことから、「購入型」、「寄付型」、「投資型」が利用され、その多くは「All-in」方式による募集であった。

この東日本大震災での成功体験をもとに、復興庁は、2019年度に復興庁クラウドファンディング支援事業¹⁴を開始し、民間の運営事業者やファンド組成の専門家と連携しCFによる東日本大震災の被災地企業の資金調達を推進している。また、熊本地震やその後の豪雨・台風などの災害においても、被災地企業の資金調達手段としてCFが利用されている。

既存のCF事例をみると、とりわけAll-in方式の寄付型CFや購入型CFは、迅速に資金を必要とする企業にとって、有効な資金調達手段の一つといえよう。すでに、新型コロナ対策として、いくつものプロジェクトが立ち上がっており、目標額を大きく上回る資金を調達できたプロジェクトも少なくない。

ただし、経営環境の悪化が今般の新型コロナの感染拡大によるものであっても、窮状を訴えてボランティア意識やエシカル思考に働きかけるだけでは、一部の篤志家による出資にとどまり、ニーズに応じた資金を十分に確保することは難しい。東日本大震災や近年の豪雨・台風の被災地企業においても、資金受付期間中に目標額を達成できなかった企業が多かった。

CFによる資金調達を成功させるには、出資者に如何に訴求し、全国からより多くの出資を募るかがカギとなる。中小企業等の経営実態を知らない不特定個人がリスクをとれるようにするには、①新型コロナの感染拡大前の事業内容、②現在の状況、③新型コロナ終息後の展望の具体的なイメージを描けるような情報を提供することが求められる。そのためには、社会における自社の役割や位置づけ、新型コロナ終息後の事業再建計画や収益の見込みなど、事業維持の必要性や事業継続の可能性を明確に示すことが重要である。

一方、国には、こうした事業者自らによる資金調達を支えるため、事業収入が減少していることなどの一定の条件の下、調達した資金の5~20%とされるCF運営事業者への手数料を補助することや、調達資金を非課税にするといった思い切った支援策の導入も検討に値しよう。

(2) ふるさと納税・企業版ふるさと納税

ふるさと納税や企業版ふるさと納税制度とは、個人や企業が居住地¹⁵や本社所在地以外の自治体へ寄付し、寄付金額の一部が国税（所得税、法人所得税）や地方税（住民税、法人住民税、法人事業税）の対象となる寄付制度である（図表2）。

この寄付金を利用することで、自治体は、予算だけでは難しい新事業の展開や既存事業の拡大を図ることが可能になる。言い換えれば、個人や企業から寄付という形をとった自治体の財源調達である。したがって、予算の制約のある自治体でも、当該制度を利用し資金を調達することで、中小・小規模企業や個人事業者に対して幅広く金融支援を行うことが可能になる。

まず、ふるさと納税に関しては、近年、同制度とCF（クラウドファンディング）を組み合わせたクラウドファンディング型ふるさと納税（以下、CF型ふるさと納税と称する）という新しい形態が出てきている。従来のふるさと納税では、資金の用途が必ずしも明示されず、年度単位で包括的に寄付を募集するのに対し、CF型ふるさと納税では、単独、あるいは複数の自治体で具体的なプロジェクトを立ち上げ、その内容と目標金額、受け入れ期間を明示して寄付を募集し、受付終了後速や

¹⁴ 一般社団法人RCF（社会事業コーディネーター）への委託事業。

¹⁵ 住民税の納付先である自治体。

かに資金をプロジェクトに投入する。時期や件数の制約なく、社会情勢や経済状況に応じて、より機動的に事業資金を確保することが可能である。

(図表 2) ふるさと納税と企業版ふるさと納税の概要

	ふるさと納税	企業版ふるさと納税
寄付者	個人	企業
寄付対象	居住地以外で総務省の指定を受けた地方自治体	本社所在地以外の地方自治体(注1)で、内閣府の認定を受けた地方創生計画の事業であり、実施状況に関する客観的な指標(重要業績評価指標(KPI))の設定、評価方法(PDCAサイクル)の整備により効率的かつ効果的に実施される事業
寄付金控除	所得や家族構成によって定められた上限額以下であれば、寄付金額の2,000円を超えた分全額が所得税および住民税から控除	10万円以上で事業費の範囲内であれば、寄付金額の最大9割(注2)が法人関連税(法人税、法人住民税、法人事業税)から控除
返礼	還元率30%以下の地元産品	地方自治体による経済的な見返りは禁止
所管行政機関	総務省	内閣府
2018年度実績	5,127億円(232万件)	34億7,513万円(1,359件)

(資料) 総務省ふるさと納税ポータル

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html) および首相官邸企業版ふるさと納税 (https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html) をもとに日本総合研究所作成

(注1) 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は除く。

(注2) 2020年度税制改正により6割から引き上げ。

2020年4月上旬時点で、大手ふるさと納税サイト1社だけで、700件以上のCF型ふるさと納税のプロジェクトが登録されている。すでに災害支援プロジェクトでも活用された事例があり、2016年の熊本地震の被災者支援や2018年の西日本豪雨で被害を受けた農家支援など、返礼品がないにもかかわらず、目標額を上回る資金を調達したプロジェクトもある。迅速性ととともに継続性が求められる新型コロナ禍に対する金融支援において、CF型ふるさと納税は有効な資金調達手段といえよう。

実際、早くも一部の自治体が新型コロナ対策としてCF型ふるさと納税の活用を試みている。神奈川県は、新型コロナ検出法の開発を行う神奈川県内の研究所向けの研究資金や、民間企業と連携して県民向けに新型コロナ関連情報を提供するシステムの開発資金を集めるため、CF型ふるさと納税プロジェクトを立ち上げ、3月9~31日の23日間で1,000万円以上を調達した。

従前よりCF型ふるさと納税を活用してNPO法人支援を実施していた佐賀県でも、国際災害援助などに取り組むNPO法人と連携し、新型コロナPCR検査用テントや医療用マスク等感染防止対策用品を確保するため、CF型ふるさと納税を活用している。寄付開始からの1か月半で、目標金額である500万円を上回る900万円の調達に成功している。

こうしたCF型ふるさと納税を企業支援に活用するには、次のように2段階のスキームを準備することが想定される。

第1段階として、当初は休業補償や当面の資金繰りのための給付を目的としたプロジェクトを立

ち上げ、返礼品のない「寄付型」のCF型ふるさと納税を実施する。制度設計の際には、自治体は、一定以上の事業収入が減少した企業といったように支援条件を設定するとともに、ふるさと納税の納税者（寄付者）に対して、給付対象の条件、助成や補助金の内容、対象企業数（支援規模）などの具体的な支援内容を明示することが必要である。

第2段階としては、感染拡大が終息に向かって以降、事業再開・継続のための資金調達を目的に、製品や優待券などを返礼品とする「購入型」のCF型ふるさと納税を実施する。再生の可能性の低い事業者が温存されないように、自治体は、事業収入の見込みや新たな事業計画など事業継続の可能性を明示するといった資金供給の要件を設定することが重要である。同スキームにおいても、納税者に対して、具体的な支援内容を明示することが求められる。

一方、企業版ふるさと納税は、各自治体の地方版総合戦略に基づく地域再生計画の事業が寄付の対象となることから、CF型ふるさと納税に比べ、より中期的で継続性のあるプロジェクトの資金調達に適している。別の側面からみると、寄付を通じて地方創生事業に参画する企業版ふるさと納税は、寄付をする企業にとっては社会貢献の手段といえる。SDGs¹⁶への取り組みが求められるなか、社会貢献企業として認識されることの意義は大きい。こうしたメリットもあり、企業版ふるさと納税に寄付する企業は増加傾向にあり、2016年度の制度創設からの3年間で2.5倍となった。実際に、企業版ふるさと納税で事業費の全額を賄うことができた自治体もある。

新型コロナ禍を震災や豪雨と同様の災害とする見解もあり、今回の中小企業等の事業継続に対する金融支援は災害時における産業基盤や地域経済の維持に不可欠な社会貢献事業として捉えられよう。過去には、広島県や岡山県における西日本豪雨災害の復興支援など、企業版ふるさと納税が災害支援に利用されたケースも少なくない。各種報道によると、企業の半数近くがふるさと納税の事業として災害関連を挙げており、それを踏まえれば、企業からの一定の寄付が期待できる。

具体的な企業支援の手法としては、集めた資金をもとに、地方自治体が、中小企業等の事業継続を支援するための基金を創設し、その基金から助成や投融資を行うことが考えられる。新型コロナの感染に歯止めがかからないなか、事業継続のための金融支援を必要とする企業は日に日に増加している。早急に企業支援の基金創設を、企業版ふるさと納税の対象事業に認定することが必要であろう。

5. おわりに

現在、国や自治体が準備している緊急支援のみでは、多くの中小・小規模企業や個人事業者の経営破綻を阻止することは容易ではない。政府は、「新型コロナの感染拡大終息後にわが国経済をV字回復させる」としているが、中小企業等がわが国の付加価値額の7割以上を占めることから、これら事業者の経営破綻が急増すれば、V字回復どころか、経済基盤が大きく損なわれることになる。中小企業等の経営維持は、焦眉の急といえよう。政府には、地方自治体や民間企業と連携し、資金供給手法の多様化に早急に取り組むことが求められる。

一方、ポストコロナを見据え、企業が自立して事業を継続・拡大していけるよう、次なる支援策も用意することも必要である。東日本大震災の被災地企業のなかには、CFやグループ補助金¹⁷を得

¹⁶ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。2015年9月の国連サミットで採択された。

¹⁷ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に応募し、認定を受けた事業者のグループに対して交付される補助金。中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業は、国と県が連携して、東日本大震災の被災企業等に対して施設・

て倒産や廃業を一時的に免れたものの、震災前の状態に戻ることを優先し、その後の市場の変化等に対応できず、最終的に経営破綻に至った事業者が少なくない。また、従前の生産性の低い事業モデルから脱却できずに、いわゆる「ゾンビ企業」になってしまった企業も少なくない。新型コロナ禍を機に新たな事業展開や設備投資、さらには事業再編が促されるよう、既存の投資減税や補助金制度を活用した包括的な支援体制の構築も併せて求められる。

以 上

< 参照ホームページ >

- ・ 首相官邸 (<http://www.kantei.go.jp/>)
- ・ 総務省 (<https://www.soumu.go.jp/>)
- ・ 中小企業庁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/>)
- ・ 内閣府 (<http://www.cao.go.jp/>)
- ・ 復興庁 (<https://www.reconstruction.go.jp/>)
- ・ 東京都 (<https://www.metro.tokyo.lg.jp/>)
- ・ 大阪府 (<http://www.pref.osaka.lg.jp/>)
- ・ さとふる (<https://www.satofull.jp/>)
- ・ ふるさとチョイス (<https://www.furusato-tax.jp/>)